

目 次

(1 . 総論)

- Q1-1. 事業再生とは何ですか。
- Q1-2. 今、なぜ機構を設立するのですか。設立の目的は何ですか。
- Q1-3. 機構は何をするのですか。
- Q1-4. 企業の再生は、民間に任せておけばよいのではないですか。
- Q1-5. 機構の仕組みを使うと、どのようなメリットがあるのですか。
- Q1-6. 再生計画の判断はどう決めるのですか。機構は企業の生死を決めることになるのでしょうか。
- Q1-7. 機構の具体的な業務の流れを説明してください。
- Q1-8. 政府は機構にどのような形で関与することになるのですか。
- Q1-9. 機構の秘密保持と情報公開についてはどうなるのですか。

(2 . 組織)

- Q2-1. 機構の性格は公的機関ですか、民間企業ですか。
- Q2-2. 機構はいつ業務を開始するのですか。
- Q2-3. 機構は、いつまでに買取りを行い、いつまでに処分し、いつまで存続するのですか。
- Q2-4. 機構はどの程度の規模の組織となるのですか。
- Q2-5. 機構の社長はどのような人になるのですか。
- Q2-6. 産業再生委員会の位置付けはどのようなものですか。社長が委員長を兼任するのでしょうか。

Q2-7. 機構の役職員の報酬はどうなるのですか。

Q2-8. 機構の職員はどうやって集めるのですか。

Q2-9. 機構の職員が銀行出身者である場合、利益相反の問題についてはどのように考えればよいのですか。

(3 . 買取対象)

Q3-1. 買取対象となるのは何ですか。社債、株、不動産も買うのですか。

Q3-2. 買取り等の対象となる金融機関等は、どのようなものですか。

Q3-3. メインバンクの債権は買わないのですか。

Q3-4. 要管理先以外の債権も買うのですか。

Q3-5. 中小企業も対象になるのですか。

Q3-6. どんな会社を何社くらい引き受けることになるのですか。買取りの規模はどれくらいですか。

(4 . 支援基準)

Q4-1. 具体的な支援基準は何ですか。

Q4-2. 産業再生法と同じ基準を適用するのはなぜですか。

Q4-3. 産業再生法の数値基準を満たしていなければ、支援対象とならないのですか。

Q4-4. 中小企業についても大企業と同一の支援基準となるのですか。

Q4-5. 過剰供給構造にある部門の企業の再生はどのようにして行うのですか。

Q4-6. 建設業についての支援基準はどうなるのですか。

Q4-7. 政府は個別案件にどのように関与するのですか。

Q4-8. 個別案件についての不当な圧力で判断が歪められることはないのですか。

(5. 買取価格)

Q5-1. 買取価格はどう決めるのですか。

Q5-2. 機構は、不良債権の「塩漬け機関」となることはないのですか。また、「実質簿価」(=「債権の額面額」－「引当金の額」)により買取の場合は高値買いによる銀行救済になるのではありませんか。

Q5-3. 銀行は追加的な損失の負担が生じない「実質簿価」(=「債権の額面額」－「引当金の額」)でないと機構に債権を売らないのではないのですか。

(6. 再生計画)

Q6-1. 再生計画の期間はどれくらいなのですか。

Q6-2. 再生計画には債権放棄を含んでいないといけないのですか。

Q6-3. 機構が関与して債権放棄が行われた場合の税務処理はどのように考えるのですか。

Q6-4. 再生計画の策定過程で、債権放棄や株主責任、経営責任の追求は行うのですか。

Q6-5. 公的金融機関も債権放棄を行うのですか。

Q6-6. 債権放棄のカット率は債権者間で同一でなければならないのですか。

Q6-7. 再生計画をまとめる際、スポンサーを確保することが前提なのですか。

(7 . 買取りの進め方)

Q7-1. 非メインの金融機関の債権は全部買取るのですか。非メインの金融機関は、メインバンクや機構とともに再生計画に協力していくことは可能なのですか。

Q7-2. 大部分の債権者が再生計画に賛成したが、一部の対象債権者の同意が得られないときはどのようなになるのですか。

Q7-3. 一時停止が法案に規定されていますが、一時停止とはどのようなものですか。

Q7-4. 一部の債権者が一時停止に違反した場合にはどうなりますか。

Q7-5. 追加運転資金に関する倒産法制の特例はありませんか。

(8 . 再生計画の実行、債権の処分)

Q8-1. 再生計画の実施については、どのようにして担保するのですか。

Q8-2. 追加運転資金は誰が融資するのですか。追加の設備資金のニーズが発生した場合はどうなりますか。

Q8-3. 再生計画の遂行が予定通り進まない場合は、どうなるのですか。

Q8-4. 会社更生や民事再生といった法的手続に移行することもあるのですか。

Q8-5. 資産の処分は具体的にどのようにするのですか。

(9 . その他)

Q9-1. 機構解散時の損益はどのように処理されるのですか。

(1. 総論)

Q1-1. 事業再生とは何ですか。(図1参照)

- A. 事業再生とは、過剰債務に陥っている企業がコアとなる事業に関して十分な競争力がある場合、これを過剰債務の原因となっている不採算部門から切り離すことなどにより、競争力を回復することです。

Q1-2. 今、なぜ機構を設立するのですか。設立の目的は何ですか。

- A. 今般、機構が設立されるのは、
- (1) 経営が悪化し出した企業は時間の経過とともにその悪化のスピードが増すために、早急な事業の立て直し（事業再生）を行い、これを通じて産業全体の競争力強化に資するようにすることが国民経済的にもプラスになると考えられること
 - (2) 不良債権を速やかに処理し円滑な金融仲介機能を回復する必要があること
 - (3) 他方、こうした事業再生は本来民間ベースで行われることが望ましいものの、事業再生に関するわが国のマーケットは未だ充分発達していない面も指摘されていること
- 等の理由に基づき、産業・金融一体となって、企業・産業の再生を政府として強力に推進する一環として設立されるものです。

Q1-3. 機構は何をするのですか。(図2参照)

- A. 企業の再生が可能な場合であっても、例えば、メインバンクと非メインの金融機関間で調整が困難なために再生計画が進まないような場合があります。このような場合に機構がメインバンクと非メインの金融機関との間を中立的な立場から調整して債権を買取り、集約化します。(なお、Q3-3.も参照。) また、機構は非メインの金融機関に再生計画への同意を求め、再生計画の成立のため中立的な立場から調整を行うこともあります。更に、成立した再生計画の実施をモニタリングすることなどにより、事業の再生を支援します。必要に応じ、融資、保証等のニーズにも対応します。

Q1-4. 企業の再生は、民間に任せておけばよいのではないですか。

A.

- (1) 企業再生については、基本的には民間主体で進むことが望ましいと考えられます。しかしながら、企業再生・産業再生に日本全体で急いで取り組む必要がある（Q1-2. 参照）との認識はあるものの、メインバンクと非メインの金融機関間で調整が困難な場合もあり（Q1-3. 参照）、また、事業再生に関するわが国のマーケットは未だ充分発達していない面も指摘されています。更に、異なる銀行グループにまたがるような事業再生は、民間だけでは難しい場合も多いと考えられます。こうした理由から、期間を限って政府の関与により事業再生を促進する組織が設立されることになりました。
- (2) いずれにしても、本来は民間主体で進むことが望ましい分野であり、機構の活動に当っては、貸出債権マーケットの整備・拡充、その証券化商品の普及、企業再生マーケットの育成なども視野において、民間の叡智・活力を最大限活用することとしています。

Q1-5. 機構の仕組みを使うと、どのようなメリットがあるのですか。

A. 機構の仕組みを使うメリットとしては、当事者間だけでは調整が困難な金融機関等の利害を中立的な立場で調整することにより、債権の集約化が容易となるほか、以下のようなメリットが発揮されるような仕組みとなる見込みです。

- (1) 機構が支援することを決定すれば、必要に応じ、買取決定までの間、機構から関係金融機関等に対して抜け駆け的な回収をしないよう一時停止の要請をしますので、債務者やメインバンクにとって再生計画の調整がしやすくなります。
- (2) 産業再生法の認定基準と概ね共通の基準を採用しますので、債務者は産業再生法の認定を受けることにより、減税等の措置も受けることができます。
- (3) 政策金融機関も事業再生への協力に努めます。
- (4) 再生過程で必要な資金調達についても、必要に応じて、機構が融資を行ったり、政策金融機関などを紹介しますので、債務者の再生可能性が高まるとともに、メインバンクや非メインの金融機関にとっても再生計画に参加しやすくなります。

(注) 機構が関与して策定された再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の扱いについては、(Q6-3) をご参照ください。

Q1-6. 再生計画の判断はどう決めるのですか。機構は企業の生死を決めることになるのでしょうか。

A.

- (1) 機構は、当該企業が再生計画3年以内の終了時点で機構以外からの資金調達が可能となる蓋然性が高い等、買取った債権等の譲渡等という出口を見据えた判断をします。
- (2) 即ち、機構は対象事業者の早期の再生が可能となるようにという観点から、メインバンク等と再生計画の調整を行っていくのであり、対象事業者の生死を機構が決めるというわけではありません。

(注) 再生計画の内容等について、メインバンク等との調整が下記 Q1-7 (1) の事前の審査の段階でつかない場合や、下記 Q1-7 (2) の支援決定が行われない場合に対象事業者に関する情報を機構が公表することはありません。

Q1-7. 機構の具体的な業務の流れを説明してください。(図3参照)

A.

- (1) 対象事業者やその債権者の金融機関等から機構に対し再生計画を添えて事前の相談があった場合、事前の審査などを行います。この段階で、機構が情報を外部に漏らすことはありません。
- (2) その後、対象事業者及びその債権者の金融機関等からの正式な支援の申し込みを受けて、産業再生委員会が当該事業会社の事業再生の可能性が高いと判断した場合に、対象事業者に対する支援決定を行います。
- (3) 支援決定後は、関係金融機関等に対し機構への債権買取り申込みまたは再生計画に対する同意を求め、これが得られれば、産業再生委員会が債権買取り等の決定を行います。
- (4) 買取り後は、機構は再生計画をフォローするとともに、必要に応じ融資・保証等のニーズにも対応します。
- (5) その後機構が保有する債権は、原則として、買取決定後3年以内に譲渡などの処分を行うこととしています。

Q1-8. 政府は機構にどのような形で関与することになるのですか。

A. 主な政府の関与としては、以下のようなものがあります。

- (1) 機構の役員、産業再生委員会委員の選任の認可
- (2) 業務運営への関与（支援基準の作成、産業再生委員会による債

- 権買取決定時の意見陳述など)
- (3) 予算等の認可
 - (4) 機構の借り入れへの政府保証

Q1-9. 機構の秘密保持と情報公開についてはどうなるのですか。

A.

- (1) 機構の保有する情報は、債務者企業にとっても金融機関等にとっても、極めて機密性の高い情報であると考えられます。このため、対象事業者及びその債権者の金融機関等から機構に対し事前の相談があった場合、この段階で、機構が情報を外部に漏らすことはありません。
- (2) メインバンク及び債務者からの正式な支援の申込みを受けて、産業再生委員会が事業再生の可能性が高いと判断し、対象事業者に対する支援決定を行った場合に、その決定の概要が初めて公表されます。
- (3) 逆に、機構が対象事業者に対する支援決定をしないときは、対象事業者について機構が公表することはありません。
- (4) このように秘密保持を徹底するため、インサイダー取引の排除を含めて機構は厳格な社内規程等を策定して内部情報管理を徹底することとしており、法案上も、機構の役職員に対しては、特別秘密漏泄盗用罪（注1）や特別賄賂罪（注2）等を設け、民事上の責任追及だけではなく罰則に担保された守秘義務規定を設けることとしています。
- (5) また、機構が取り扱う情報は、その多くが個別企業の機密情報であり、こうした情報は開示することは不適當であるため、情報開示の対象にする予定はありません。ただし、機構は、一方で、10兆円の政府保証を受けて業務を行うなど公的な側面もあることから、国民に対する一定の説明責任を果たす必要があると考えます。そのため、上述のように産業再生委員会が正式に支援決定を行った場合のほか、買取り、処分の決定を行った場合には、その決定の概要については、公表することを予定しています。

（注1）特別秘密漏泄盗用罪について、法案では1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を規定しています。これは、機構が、株式会社でありながらも高い公共性を有した組織であることなどを踏まえ、公務員と同等の罰則を課したものです。

（注2）特別賄賂罪について、法案では、機構の役職員が職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、3年以下の懲

役に処する旨及びこれによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、5年以下の懲役に処する旨規定されています。また、機構の役職員に対して賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する旨規定されています。これらの規定は、一般の株式会社にはありません。

(2. 組織)

Q2-1. 機構の性格は公的機関ですか、民間企業ですか。

- A. 機構は、政府の関与を伴う株式会社となります。政府関与を伴う点においては公的性格を有しますが、株式会社としての機動性を活かしたものとしています。

Q2-2. 機構はいつ業務を開始するのですか。

- A.
- (1) 機構の具体的な設立時期と業務開始時期については、法律及び予算成立後可能な限り早期にと考えていますが、他方、可能な限り民間部門の力を活用した「真に機能する組織」にすることが重要であり、設立手続、有能な人材の確保、物理的な施設の確保など一定の準備期間が必要と考えています。
 - (2) いずれにせよ、機構の立上げについては、なるべく早い時期を目指しています。

Q2-3. 機構は、いつまでに買取りを行い、いつまでに処分し、いつまで存続するのですか。

- A. 債権の買取りについては、17年3月末までに短期かつ集中的に実施します。取得した債権は買取決定後、原則として、3年以内に譲渡などの処分を行うため、機構の存続期間は、原則として、5年程度となります。

Q2-4. 機構はどの程度の規模の組織となるのですか。

- A. 機構は、政府の一定の関与を伴う株式会社です。案件ごとに担当チームを編成して業務を行うこととしており、人員の規模等についても必要に応じて弾力的対応が可能な仕組みとします。

Q2-5. 機構の社長はどのような人になるのですか。

- A. 機構の社長は、機構が真に役立つものとなるためにも、極めて重要であり、ふさわしい人材が選ばれることが望まれます。

Q2-6. 産業再生委員会の位置付けはどのようなものですか。社長が委員長を兼任するのでしょうか。

A. 産業再生委員会は、機構の中で事業支援、債権買取り、処分などの意思決定を行う重要な機関として設けることとしております。また、社長は取締役会の決議で、委員長は取締役である委員の互選でそれぞれ選任されますので、社長が委員長を兼ねる場合もそうでない場合もあります。委員会の人数は取締役である委員3人以上7人以内で組織することとしています。

Q2-7. 機構の役職員の報酬はどうなるのですか。

A.
(1) 基本指針において、円滑な再生を行う観点から、機構の人員体系は、市場の実状を踏まえ、株式会社の特性を生かした柔軟なものとする
とされました。
(2) 機構の役職員の報酬については、原則として、機構自身がこうした考え方を踏まえて決定すべき事柄です。その基本は、機構が政府の関与を伴う公共的性格を有する一方、株式会社としての機動性を発揮しながら円滑な再生を行う上で必要な人材を確保するため、民間企業の処遇実態等市場の実情を勘案する必要がある、ということ
であると考えられます。

Q2-8. 機構の職員はどうやって集めるのですか。

A. 機構の職員は、機構設置に関する法案が国会において成立した後、株式会社としての設立準備の段階において職員を集めることになります。基本的には、機構が自ら民間の有能な人材を中心に採用したり、政府系金融機関等からの出向を受け入れることによって職員の確保を行っていく予定です。

Q2-9. 機構の職員が銀行出身者である場合、利益相反の問題についてはどのように考えればよいのですか。

A. 機構の職員の一部が銀行出身者となる場合も考えられますが、利益相反とならないよう、厳格な倫理規定等を設けたり、機構内部において厳格なコンプライアンス態勢を整備します。

(3. 買取対象)

Q3-1. 買取対象となるのは何ですか。社債、株、不動産も買うのですか。

A.

- (1) 機構の買取対象は、要管理先等に分類されている、機構が再生可能と判断する企業の債権です。
- (2) また、具体的な買取りに当たって適正性を担保するため、当該企業が再生計画の終了時点において、産業再生法の「生産性基準」と「財務健全化基準」を満たし、かつ、3年以内に機構以外からの資金調達が可能となる蓋然性が高い等の基準（出口基準）を満たしたものが対象となります。（Q4-1 参照。）
- (3) なお、産業再生法上の上記基準を満たしていない場合であっても、業種特性等を勘案し、合理的と認められる特段の事情があると産業再生委員会が認めるときは、上記（2）の出口基準を満たしていれば対象となります。（Q4-1 参照。）
- (4) 機構が債権者として再生を支援するスキームであるため、買取対象としては、金融機関等の保有する社債も対象から排除するものではありませんが、金融機関等の保有する株や債務者の保有する不動産は対象としていません。

Q3-2. 買取り等の対象となる金融機関等は、どのようなものですか。

- A. 銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会、農水産業協同組合、生命保険会社、損害保険会社、貸金業者、政策投資銀行・商工中金等の政府系金融機関、預金保険機構、外国銀行などが対象となります。

Q3-3. メインバンクの債権は買わないのですか。

- A. 機構の買取りの判断においては、当該企業が再生するか否かが重要となります。このため、例えば、再生を主導する非メインの金融機関と債務者から妥当な再生計画が示されたような場合等には、メインバンクの債権の全部又は一部を買取るケースも想定され得ます。

Q3-4. 要管理先以外の債権も買うのですか。

- A. 要管理先の債権が買取りの中心となりますが、買取りの判断においては、当該企業が再生するか否かが重要となりますので、要管理先以外の債権を除外することは考えておりません。

Q3-5. 中小企業も対象になるのですか。

- A. 債務者企業とメインバンク等から示された再生計画からみて支援基準を満たし、当該企業が再生すると判断されるのであれば、機構が債権買取りの対象とする企業の規模の大小は問いません。

Q3-6. どんな会社を何社くらい引き受けることになるのですか。買取りの規模はどれくらいですか。

- A. 現在、具体的なスキームについて更に検討をすすめているところであり、また、どの程度申請があるかによって、その引受けの規模は変わってくるので、現時点において具体的なことを申し上げるのは困難ですが、いずれにせよ、買取りに必要な資金の借入れのための政府保証枠は十分手当てしております。(10兆円)

(4. 支援基準)

Q4-1. 具体的な支援基準は何ですか。

A.

- (1) 基本指針では、再生計画の終了時点において、産業再生法の「生産性基準」と「財務健全化基準」を満たすことを要件としています。

(注) 事業所管大臣が別途指針を定めた場合には、その指針に基づく要件を含むこととしております。(Q4-6 参照。)

- (2) 「生産性基準」とは、具体的には、自己資本利益率 (ROE) が 2%ポイント以上向上する等の基準であり、「財務健全化基準」とは、有利子負債のキャッシュフロー比率が 10 倍以内であること等の基準です。ただし、業種特性等を勘案し、合理的と認められる特段の事情があると産業再生委員会が認める場合には、当該要件を硬直的に適用はしません。

(参考) ○ 生産性基準 (次の 3 つのうちいずれかを満たすこと)

- ・ 自己資本利益率 (ROE) が 2 %ポイント以上向上
- ・ 有形固定資産回転率が 5 %以上向上
- ・ 従業員一人当たり付加価値額が 6 %以上向上

○ 財務健全化基準 (次のいずれも満たすこと)

- ・ 有利子負債のキャッシュフローに対する比率が 10 倍以内
- ・ 経常収入が経常支出を上回ること

- (3) そして、機構は、実際に債権を買い取り、最終的には当該債権を処分するという立場にあることから、

- ・ 対象企業の清算価値よりも回収価値が多いと見込まれること
- ・ 再生計画の終了時点において、新たな再生スポンサーの関与等により当該企業が 3 年以内に機構以外からの資金調達が可能となる状況となり、その結果、当該債権の処分が可能となる蓋然性が高いと見込まれること

を要件としています。

Q4-2. 産業再生法と同じ基準を適用するのはなぜですか。

- A. 機構は、事業再構築、事業再編等を通じた事業再生を目的としており、過剰債務企業の生産性の向上、財務構造の改善を求めているという点においては、産業再生法と同様の目的をもっていますので、機構の支

援基準の一部として、産業再生法と同じ「生産性向上基準」と「財務健全化基準」を適用することとしました。

Q4-3. 産業再生法の数値基準を満たしていなければ、支援対象とならないのですか。

A. 機構は、再生の支援の要件として、再生計画（3年以内）の終了時点において、産業再生法の「生産性向上基準」と「財務健全化基準」を満たすことを前提としています。しかしながら、産業の業種・業態・規模等によって、必ずしも同一の財務指標等で画一的に判断することが適切でないケースもあり得るため、こうした数値基準を硬直的に適用することとはしません。

Q4-4. 中小企業についても大企業と同一の支援基準となるのですか。

A.

- (1) 機構の買取りに当たって適用される基準の一つである産業再生法の基準（Q4-1（1）（2）参照）は、対象となる企業の規模の大小で差を設けておらず、機構が支援する場合も基本的には同じ基準となります。
- (2) しかしながら、企業規模、業種・業態等による特性等を加味することなく一律に基準を適用することは企業再生の観点からかえって適切でない場合も考えられ、産業再生委員会が合理的と判断する場合にはこの基準によることなく、硬直的な対応とならないようにすることとしています。
- (3) 機構が支援する場合のもう一つの基準（Q4-1（3）参照）である
 - ・ 対象企業の清算価値よりも回収価値が多いと見込まれることや
 - ・ 再生計画の終了時点において、新たなスポンサーの関与等により当該企業が3年以内に機構以外からの資金調達が可能となる状況となり、その結果、当該債権の処分が可能となる蓋然性が高いと見込まれること、については、その性質上、すべての企業に同様に適用されます。

Q4-5. 過剰供給構造にある部門の企業の再生はどのようにして行うのですか。

A. 過剰供給構造にある事業分野を主な事業としている企業については、供給能力の削減や集約化を通じた収益性の回復や稼働率等の向上が継

続的に見込めるようにしていくことが重要です。機構は、再生計画を作成する際に、こうした観点を踏まえて対応していくことになります。

Q4-6. 建設業についての支援基準はどうなるのですか。

A. 建設業については、昨年12月に国土交通省が事業分野別の指針の1つとして策定した「建設業の再生に向けた基本指針」に示された要件を、Q4-1の(2)の基準に加えて、大手・準大手ゼネコン等の支援基準といたします。即ち、安易な企業救済にならないよう「企業・産業再生に関する基本指針」に定める①生産性向上基準、②財務健全化基準に加え、次の2つの項目を満たすことを要件とします。ただし、他の業種と同様、数値基準については硬直的に適用はしません。

○過剰供給構造の是正

具体的には、

(ア) 事業規模の縮小（但し、縮小傾向にない分野に特化した場合を除く）

又は、

(イ) 2つ以上の企業の経営統合・事業再編

○再生の確実性

具体的には、

(ア) 収益性を表す指標（利益率を示す指標等）

(イ) 安定性を表す指標（資本の安定度、資本と負債の関係を表す指標等）

(ウ) 健全性を表す指標（固定資産と資本の関係を表す指標等）

の3つの点で、再生計画（3年以内）の終了時点で建設業の平均的水準に近い水準となること。

(参考)

○ 基本指針に定める基準

○ 生産性基準（次の3つのうちいずれかを満たすこと）

- ・ 自己資本利益率（ROE）が2%ポイント以上向上
- ・ 有形固定資産回転率が5%以上向上
- ・ 従業員一人当たり付加価値額が6%以上向上

○ 財務健全化基準（次のいずれも満たすこと）

- ・ 有利子負債のキャッシュフローに対する比率が10倍以内
- ・ 経常収入が経常支出を上回ること

Q4-7. 政府は個別案件についてどのように関与するのですか。

A.

- (1) 機構が個別案件に係る支援決定等を行うときには、あらかじめ主務大臣の意見を聴くとともに、事業所管大臣が機構に対し意見を述べるができることとなっています。これは、主務大臣は対象企業の再生可能性を基準に照らして判断するとともに、事業所管大臣は債務者が再生プロセスに入っていくことについて、過剰供給構造等の実態を踏まえて意見を述べる必要がある場合を想定したものです。
- (2) また、機構による債権の買取決定や、譲渡その他の処分の決定に際しては、当該価格の適正性をチェックするため、主務大臣の意見を聴かなければならないこととなっています。

Q4-8. 個別案件についての不当な圧力で判断が歪められることはないのですか。

- A. 機構は、経済合理性に基づき、当該企業が再生計画3年以内の終了時点で機構以外からの資金調達が可能となる蓋然性が高い等の出口を見据えた判断を行い、かつ、有識者からなる産業再生委員会の検討を経て対象事業者の債権買取りを行いますので、判断が歪められることはありません。

(5. 買取価格)

Q5-1. 買取価格はどう決めるのですか。

A. 買取価格は、対象企業の再生計画を勘案した適正な時価としています。具体的には、市場関係者の評価手法と同様に、再生計画における事業の収益見込を前提に、事業価値や債権の回収可能性等を考慮し、当該買取対象の債権の価値を算定することになります。その際には、マーケットにおける評価との乖離がないように、市場関係者の意見を極力参考にすることになります。

Q5-2. 機構は、不良債権の「塩漬け機関」となることはないのですか。また、「実質簿価」(=「債権の額面額」－「引当金の額」)により買取の場合は高値買いによる銀行救済になるのではありませんか。

A.
(1) 機構が債権を買取の際に、再生計画の終了時点での当該企業の機構以外からの資金調達が可能となる蓋然性が高い等の出口を見据えた判断をし、早期の処分に努めることとしていますので (Q4-1 参照)、不良債権の「塩漬け機関」にはなりません。
(2) また、買取価格も対象企業の再生計画を勘案した適正な時価となりますので、高値買いによる銀行救済との指摘は当たりません。

Q5-3. 銀行は追加的な損失の負担が生じない「実質簿価」(=「債権の額面額」－「引当金の額」)でないと機構に債権を売らないのではないですか。

A. 銀行は、開示対象債権の残高の圧縮に努めており、また、債務者区分が悪化する可能性が高いと判断すれば、機構に債権を売るインセンティブがあると思われます。

（６．再生計画）

Q6-1. 再生計画の期間はどれくらいなのか。

A. 再生計画の期間については、生産性向上、財務構造改善が実現するまでに要する時間として、産業再生法上の認定基準も踏まえ３年以内としています。

Q6-2. 再生計画には債権放棄を含んでいないといけないのですか。

A.

- （１）再生計画においては、採算部門と不採算部門の切り分けとともに、対象企業の実質価値等を勘案した範囲内まで既存の債務を圧縮することが必要になる場合が多いと予想されます。
- （２）返済条件の変更や債権の一部株式化だけで再生が可能であり、債権放棄が必要でない場合もありえないわけではありませんが、過剰債務に陥った会社の場合には債権放棄が必要となる場合が多いものと思われます。

（注）なお、債権の買取り後に機構が債権放棄に応じたとしても、債権放棄の額が元の債権額と機構の買取価格の差額よりも小さい場合は、機構に損失が生じることはありません。

Q6-3. 機構が関与して債権放棄が行われた場合の税務処理はどのように考えるのですか。

A. 機構が関与して策定された再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の扱いについては、私的整理のガイドラインにおける取扱を念頭に、今後、税務当局と協議していくこととしています。

Q6-4. 再生計画の策定過程で、債権放棄に対する株主責任、経営責任の追求は行うのですか。

A.

- （１）債務者企業の最大限の努力を織り込んでも再生計画に基づく継続事業評価や資産処分価額では負担しえない金融負債を負っている場合には、事業再生のため関係金融機関による債権放棄が必要です。
- （２）このような場合には、既存の株主については減増資手続により、そ

の持分割合を下げることで等により負担していただくことが原則となります。

- (3) また金融機関等の債権放棄や減資等の事態を惹起した責任ある経営者は退任することが求められるのが一般的ですが、新しいスポンサーが事業再生の観点から経営者の留任を支持する場合などは個別に判断されるものと考えられます。

Q6-5. 公的金融機関も債権放棄を行うのですか。

- A. 過剰債務に陥った企業の事業再生に際して、金融機関等の債権放棄が必要となるケースの中には、公的金融機関が債権者である場合も考えられます。こうした場合には、他の金融機関等と同様に公的金融機関に対しても、当該企業に対する債権放棄を依頼することになります。

Q6-6. 債権放棄のカット率は債権者間で同一でなければならないのですか。

- A. 権利関係の調整については債権者間で平等であることを旨とすべきと考えられます。しかしながら、債権放棄を行う際のカット率については、各債権者との個別の交渉過程においてそれぞれの合意可能な水準で定められるのが一般的であり、必ずしも債権者間で同一ではないケースもあり得ます。

Q6-7. 再生計画をまとめる際、スポンサーを確保することが前提なのですか。

- A. 機構が支援を決定する段階において、スポンサーがいない場合であっても、将来スポンサーを確保できる可能性が十分認められる場合は、支援の対象になります。また債務者が自力で再生する可能性が十分認められる場合も支援の対象になります。

(7. 買取りの進め方)

Q7-1. 非メインの金融機関の債権は全部買取るのですか。非メインの金融機関は、メインバンクや機構とともに再生計画に協力していくことは可能なのですか。

A. 非メインの金融機関の債権については、これを機構が買取する場合の他に、非メインの金融機関が対象事業者の再生計画に同意して引き続き保有する場合があります。

ただし、この場合、債権者間の衡平性の観点から、一般には、再生計画の中で一定の債権放棄等の要請が想定されます。

Q7-2. 大部分の債権者が再生計画に賛成したが、一部の対象債権者の同意が得られないときはどのようなになるのですか。

A. 本来、対象債権者全員の同意を得て再生計画が成立することが望ましいと考えられます。しかしながら、大部分の債権者が同意したにもかかわらず、ごく一部の債権者の同意が得られない場合に、機構としては同意しない債権者に対して同意するようできる限りの調整をしますが、その同意しない債権者を除外しても再生計画を実施する上で大きな影響が出ないと機構が判断する場合には、再生計画に同意した関係者間で、再生計画を実行に移すことは可能だと考えます。

(注1) 再生計画を多数決で決める会社更生や民事再生といった法的手続とは異なり、機構は債権者に対する強制力を持っていませんので、再生計画に同意しない債権者を法的に拘束することは困難です。

(注2) 支援決定がなされた後、対象債権者からそもそも再生に必要な債権額の同意が得られない場合は、支援決定を撤回します。

Q7-3. 一時停止が法案に規定されていますが、一時停止とはどのようなものですか。

A. 機構による再生が始まると、金融機関等がそれぞれの立場で債権回収に走る場合があり、そうなると債務者企業を再建することが困難になってしまうため、個別的な債権回収などの債権者としての権利行使を差し控えていただくものです。

Q7-4. 一部の債権者が一時停止に違反した場合にはどうなりますか。

- A. 一部の債権者が一時停止の要請に違反して債権の回収等が行われると、再生計画が成り立たなくなる場合があります。機構としては一時停止違反のないよう出来る限り理解を求めますが、このような場合には、機構は支援決定を撤回することとなりますので金融機関等の遵守が期待されます。なお、一部の債権者の一時停止違反にもかかわらず再生計画が成立し、機構が債権買取りを行う場合には、違反した金融機関等からの買取りは行いません。

Q7-5. 追加運転資金に関する倒産法制の特例はありませんか。

- A. 支援決定から買取決定までの間に行われる「つなぎ融資」で事業の継続に不可欠なものについては、機構の確認を条件に、当該債権については、会社更生手続等に移行したときに、他の債権より有利な取扱いを受けることができます。

（８．再生計画の実行、債権の処分）

Q8-1. 再生計画の実施については、どのようにして担保するのですか。

- A. 債権買取り後の債務者企業の再生計画の実施状況については、大口債権者という立場から、メインバンクと共にフォローし、債務者企業からも定期的に計画の進捗報告を求めることでモニタリングを実施します。また、必要に応じ、債務者企業に対して追加的に対策を講じるよう要請します。

Q8-2. 追加運転資金は誰が融資するのですか。追加の設備資金のニーズが発生した場合はどうなりますか。

- A.
- （１）一時停止中の融資については、既存の取引金融機関等が融資を行うことがあります。政策投資銀行や商工中金などの政府系金融機関がDIPファイナンスを行うことが考えられます。機構の買取り後においては、機構による貸付が可能です。
 - （２）事業再生計画において設備投資が必要とされる場合においては、その資金調達についても予め調整しておくことになります。既存金融機関等からの調達もあれば、新規借入先からの調達、政策投資銀行、商工中金、中小企業金融公庫等の政府系金融機関からの調達も考えられます。

Q8-3. 再生計画の遂行が予定通り進まない場合は、どうなるのですか。

- A. 万が一、再生計画が予定通りに進まない場合は、経済合理性に基づいて、再生計画の修正を行う場合や法的整理等への移行を検討せざるをえない場合もあります。

Q8-4. 会社更生や民事再生といった法的手続に移行することもあるのですか。

- A. 民事再生法や会社更生法といった法的手続は、事業再生を進めていく枠組みとして整備されたものです。機構の買取対象になる債務者を再生させていく上で、こうした枠組みを活用することが適当と考えられる場合には、活用していくことになります。

Q8-5. 資産の処分は具体的にどのようにするのですか。

A. 一般的には、機構の保有する債権を金融機関等を含めた民間の第三者に譲渡する、あるいは対象事業者が金融機関等もしくは市場から自力で資金調達し、この資金で機構からの借入金を返済する等による処分を想定しています。

なお、再生を図れなかったときは、整理回収機構に譲渡するということもあり得ます。

(9. その他)

Q9-1. 機構解散時の損益はどのように処理されるのですか。

- A. 機構の解散時点において、仮に債務超過となった場合には、政府が補填できるよう法案で規定されています。また、利益が上がった場合には、残余財産は、一定の割合を株主に分配し、それを超える分は国庫に帰属することになります。